

大学院生の独立生計認定について

(私費外国人留学生を除く)

認定条件(すべてに該当していること)

①所得税法上、父母等の扶養親族でない者(社会保険上の扶養ではありません)

* 父母等の平成30年分源泉徴収票 [写] 等

②本人(または配偶者)に収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書が発行される者

* 本人(及び配偶者)の最新の所得証明書:市区町村発行

(名称が「市民税、県民税課税(非課税)証明書」になっている場合もあります。)

③父母等と別居している者

* 世帯全員の住民票

④健康保険の被保険者である者

* 健康保険被保険者証 [写]

上記以外にも必要に応じて参考となる資料の提出を求めることがあります。

[注意事項]

1. 独立した生計を営むだけの収入の根拠がない者は、独立生計者とは認定できません。
2. 二世帯住宅等では別居と認定できません。
3. 父母等から何らかの資金援助を受けている場合は、独立生計者として認められません。
4. 学部学生は原則として認められません。

		前期・後期同時申請者 前期のみ申請者	後期のみ申請者
部 局 確 認 欄	①所得税法上、父母等の扶養親族でないことがわかるもの	㊟	㊟
	②本人(及び配偶者)の所得証明書 最新の所得証明書	㊟	㊟
	③世帯全員の住民票 (3ヶ月以内に発行されたもの)	㊟	㊟
	④健康保険被保険者証 の写し (有効期限内であること/父母の被扶養者でないこと)	㊟	㊟